

## 入職奨励金制度

### 【制度概要】

法人が認めた資格を保持し、自己応募（有料職業紹介等を除く）にて採用された職員に対して奨励金を支給する。

### 【対象】

以下の資格を保持し、自己応募にて採用（雇用形態は制限なし）され、試用期間を満了した職員を対象とする。ただし、契約期間が1年未満である場合は、支給対象外とする。

- 正看護師
- 准看護師
- 理学療法士
- 作業療法士
- 言語聴覚士
- 介護福祉士
- 介護支援専門員
- 社会福祉士

### ★対象外となるもの

- ・有料職業紹介経由で採用された方
- ・求人会社から採用祝い金等の支給を受けた方
- ・支給日に在籍していない方
- ・その他、採用時に費用が発生する方 等

### 【支給額】

基本給の1か月分と同額を支給する。ただし、雇用形態や勤務時間によって支給額を個別に設定させていただきます。

雇用形態等	支給額
正職員	基本給の1か月分
パート（週40時間）	時給額×172時間=の80%
パート（週39時間）	時給額×172時間=の77.5%
パート（週38時間）	時給額×172時間=75%
パート（週37時間）	時給額×172時間=72.5%
パート（週36時間）	時給額×172時間=70%
パート（週35時間）	時給額×172時間=67.5%

パート（週 34 時間）	時給額×172 時間＝の 65%
パート（週 33 時間）	時給額×172 時間＝の 62.5%
パート（週 32 時間）	時給額×172 時間＝の 60%
パート（週 31 時間）	時給額×172 時間＝の 57.5%
パート（週 30 時間）	時給額×172 時間＝の 55%

※嘱託職員および契約職員は、パートの基準で算出させていただきます。

※小数点以下は、切上げて支給いたします。

**【支給日】**

試用期間を満了した後の初回賞与月（6 月・12 月）に支給いたします。

**【その他】**

職員紹介制度等の奨励金や褒賞金制度と併用することはできず、金額が高いほうを優先し支給させていただきます。

**【開始の時期および期間】**

令和 3 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日（1 年間）

※令和 3 年 6 月 1 日入職以降

以上